

群馬県立図書館・居住地返却サービス手続きのご案内

ご利用の際は、貸出時に県立図書館でお申し込みください。

<対象の利用者・資料・受付館>

- このサービスは、前橋市・高崎市を除く、県内市町村に在住する県立図書館利用者が利用できます。
- 対象資料は群馬県立図書館の窓口で貸し出した図書・視聴覚資料です。
ただし、県立図書館が相互貸借で取り寄せた他の図書館の資料や窓口返却を指定したものは除きます。
- 返却できる受付館は、居住地の図書館のみです。通勤・通学先の図書館へは、返却できません。

<返却方法>

- 貸出時にお渡しした専用の返却袋に入れて、受付館（居住地の図書館）の窓口へお持ちください。
- 専用の返却袋がない場合は、紙袋・ビニール等に入れてください。

ブックポストへの返却は、トラブルの原因になりますので、絶対にしないでください!!

<返却依頼票>

- 返却依頼票の太枠の中を記入してください。（左右とも、太枠内は同じ内容になります。）
- 返却依頼票は、資料と一緒に専用の返却袋の中に見えるように入れるか、紙袋の表面に利用者控が切り離せるよう、返却依頼票の左端だけを糊やテープで貼ってください。
- 量が多く分割する場合は、各々に返却依頼票を貼り、袋ごとの冊数を依頼票に記入してください。
- トラブル防止のため、返却の際は居住地の図書館で利用者控を必ず受け取り、3か月間保管してください。

<お問い合わせ等>

- お問い合わせは、市町村の受付館ではなく、群馬県立図書館（電話 027-231-3008）へ直接ご連絡ください。
- 居住地返却を利用した場合、県立図書館に資料が届くまでの間（1週間程度）は、返却処理ができないため、新たな資料の貸出ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

-----切り取り線-----

(群馬県立図書館用)
居住地返却依頼票

群馬県立図書館 あて

〒 371-0017 前橋市日吉町1丁目9-1

TEL 027-231-3008

(利用者控)
居住地返却依頼票

群馬県立図書館 あて

氏名	
返却冊数	(図書) 冊 (視聴覚) 点
依頼日	平成 年 月 日
受付館	図書館・室

氏名	
冊数	図書 視聴覚
	冊 点
依頼日	
受付館	図書館・室

※ 両方の太枠内に、必要事項をご記入の上、居住地の受付館の貸出返却カウンターまでお持ちください。

※ブックポストへの返却は、絶対にしないでください。

(正しく返却されなかった場合には、群馬県立図書館では受理ができませんので、ご了承ください。)

※ この控えは、3か月間保管してください。

受付館確認印